

日常生活用具費支給事業の要件の見直し案について

神戸市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条に基づき、障害をお持ちの方や難病患者等の方に、日常生活用具の購入に要する費用の一部を支給しており、用具ごとに支給要件を定めています。令和 5 年 4 月より、以下の用具について要件の見直しを行います。

1. 移動用リフト

リフトのつり具のみ買い替えが必要な場合に、つり具のみを申請できるようにするため、新たに「本体のみ」「つり具のみ」の基準額を設けます。

現行	変更後
基準額 250,000 円	基準額 250,000 円 (本体のみ 200,000 円、つり具のみ 50,000 円)

2. 動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)

難病患者等の方について、これまでの「人工呼吸器を常時必要とする方」に加え、「在宅酸素療法を行う方」または「医師により血中の酸素濃度を測定することが必要と認められた方」で、障害者手帳をお持ちの方に準ずる状態であると医師意見書で確認できた方を支給の対象とします。

現行	変更後
人工呼吸器を常時必要とする方であって医師の意見書により給付が必要と認められた方	Hugh-Jones (ヒュージョーンズ分類) 4 以上に該当する方、NYHA III 以上に該当する方、サチュレーション spo2 が 90% 未満である方、または指定難病の重症度基準に該当する方であって、次のいずれかに該当する方 ①在宅酸素療法を行う方 ②人工呼吸器を常時必要とする方 ③医師により血中の酸素濃度を測定することが必要と認められた方

3. 洗浄機能付便座等

障害者手帳をお持ちの方と、難病患者等の方の年齢要件を次のとおり合わせます。

種目名	年齢要件	種目名	年齢要件
洗浄機能付便座	学齢児以上	特殊寝台	3 歳以上
特殊尿器	学齢児以上	体位変換器	3 歳以上
特殊マット(防水マット)	3 歳以上	移動用リフト	3 歳以上
床ずれ防止用具	3 歳以上	歩行支援用具	3 歳以上
入浴補助用具	3 歳以上	住宅改修費	年齢制限なし

※難病患者等の方は、経過措置として、令和 5 年 9 月末まで現行の年齢要件とします。